

各区市町村福祉主管部長 殿

東京都福祉局指導監査部長
(公 印 省 略)

令和 6 年度東京都における福祉サービス第三者評価の実施について（通知）

日ごろから、都における福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、東京都では、「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成 2 4 年 9 月 7 日付 2 4 福保指指第 6 3 8 号）に基づき福祉サービス第三者評価を実施しています。

令和 6 年度も下記のとおり実施することとしましたので、貴管内の関係者に周知・受審勧奨していただき、第三者評価の推進に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 福祉サービス第三者評価の受審についての留意事項

- （1）定期的かつ継続的な受審に努めること。
- （2）少なくとも 3 年に 1 回以上受審すること。
- （3）各種法令や事業等において、第三者評価の受審が要件とされている場合は、（2）にかかわらず、定められた受審頻度を遵守すること。

2 令和 6 年度福祉サービス第三者評価の対象サービス

別紙「令和 6 年度福祉サービス第三者評価対象サービス」のとおり（6 2 サービス）

※「学童クラブ」が評価対象サービスに追加されました。

※一部の区分名を変更しました。（生活→女性支援・保護へ）

※一部のサービス種別名に変更がありました。

3 第三者評価の受審勧奨を特にお願いしたいサービス種別について

第三者評価の受審は、客観的な視点でサービスを見直すことができるため、サービスの質を確保するために有効な手段のひとつです。以下のサービス種別については、特に事業者に対する普及啓発や、財政支援など、第三者評価の受審勧奨をいただくよう、お願いいたします。

（1）介護付有料老人ホーム

都内の有料老人ホームは、年々増加していますが、受審件数は他の高齢者入所施設と比較しても低調な状況が続いています。

介護保険の保険者である区市町村からも管内の介護付有料老人ホームに対して、第三者評価の受審を勧奨していただくようお願いいたします。

※介護付有料老人ホームは、「特定施設入居者生活介護」として第三者評価の対象サービスとなっています。

（2）高齢居宅系サービス

都では、受審事業所の負担軽減を図るために、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」の手法を導入するなど、居宅系サービスの受審率向上のための取組を進めているところですが、施設系

サービスと比較して、居宅系サービスの受審率は、依然として低調です。

区市町村におかれましても管内の高齢居宅系サービス事業所(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援、通所介護及び短期入所生活介護)に対して、第三者評価の受審を勧奨いただくようお願いします。

(3) 認可外保育施設(ベビーホテル等)

認可外保育施設について、東京都は、立入調査と巡回指導の連携により施設の適正な運営を確保するとともに、第三者評価の対象とすることにより、サービスの質の向上を図っています。

区市町村におかれましても管内の認可外保育施設(ベビーホテル等)に対して、補助制度の積極的な予算化など、第三者評価の受審を勧奨いただくようお願いします。

4 高齢分野における重要事項説明書への第三者評価実施状況の記載について

下記のサービスは、利用申込者又はその家族に交付する重要事項説明書に第三者評価の実施状況を記載し、説明することが義務付けられています。第三者評価を実施していない場合でも、その旨を明記する必要があります。

区市町村におかれましても管内の事業者に対して、周知していただくようお願いいたします。

(1) 対象サービス

- ・ 訪問介護(介護予防訪問介護)
- ・ 通所介護(介護予防通所介護)
- ・ 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)
- ・ 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)
- ・ 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護(複合型施設)
- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 居宅介護支援事業所(居宅介護支援事業所は事業所内の見やすい場所への掲示が義務。重要事項説明書への記載もある方が望ましい。)

(2) 記載すべき実施状況の詳細

- ・ 第三者評価の実施の有無
- ・ 実施した直近の年月日
- ・ 実施した評価機関の名称
- ・ 評価結果の開示状況

【担 当】

東京都福祉局指導監査部指導調整課
評価推進担当 電話 03(5320)4035

令和6年度 福祉サービス第三者評価対象サービス

区分		サービス種別	サービス 中心対象	備考
高齢		訪問介護	☆	
		訪問入浴介護	☆	
		訪問看護	☆	
		特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・ケアハウス）		
		福祉用具貸与	☆	
		居宅介護支援	☆	
		通所介護【デイサービス】	☆	
		地域密着型通所介護	☆	
		認知症対応型通所介護	☆	
		短期入所生活介護【ショートステイ】		
		指定介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】		
		介護老人保健施設		
		軽費老人ホーム（A型）		
		軽費老人ホーム（B型）		
		軽費老人ホーム（ケアハウス）		
		都市型軽費老人ホーム		
		養護老人ホーム		
		小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	☆	
		認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム】（介護予防含む）	☆	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	☆	
		看護小規模多機能型居宅介護	☆	
障害	障害者	居宅介護		
		短期入所	☆	
		生活介護	☆	
		生活介護（主たる利用者が重症心身障害者）		
		自立訓練（機能訓練）	☆	
		自立訓練（生活訓練）	☆	
		宿泊型自立訓練	☆	
		就労移行支援	☆	
		就労継続支援A型	☆	
		就労継続支援B型	☆	
		多機能型事業所	☆	
		障害者支援施設		
		共同生活援助【グループホーム】	☆	
		障害児	児童発達支援センター（旧福祉型児童発達支援センター）	
	児童発達支援センター（旧福祉型児童発達支援センター（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児））			
	児童発達支援センター（旧医療型児童発達支援センター（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児））			
	児童発達支援事業			
	児童発達支援事業（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）			
	放課後等デイサービス			
	放課後等デイサービス（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）			
	障害児多機能型事業所			
	障害児多機能型事業所（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）			
	福祉型障害児入所施設（旧知的障害児施設）			
	福祉型障害児入所施設（旧第二種自閉症児施設）			
	福祉型障害児入所施設（旧ろうあ児施設）			
	医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設）			
	医療型障害児入所施設（旧重症心身障害児施設）			
子ども 家庭	認可保育所		令和6年度評価開始	
	認定こども園			
	認証保育所A型・B型			
	認可外保育施設（ベビーホテル等）	☆		
	学童クラブ			
	母子生活支援施設			
	児童養護施設			
	児童自立支援施設			
	児童自立生活援助事業【自立援助ホーム】			
	乳児院			
	女性支援 ・保護	女性自立支援施設（旧婦人保護施設）		
救護施設				
更生施設				
宿所提供施設				
対象サービス数 ： 62サービス				

注）介護予防サービスは上記「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム】」のみ含むものとし、他の介護予防サービスは評価対象外とする。

注）「サービス中心対象」欄に☆が記載されているサービスは、令和2年3月12日付31財情報第1902号「東京都福祉サービス第三者評価における利用者調査とサービス項目を中心とした評価の実施について（通知）」に基づく評価手法の対象サービスである。